

推進委員のひと言

『子育てが楽しい社会をめざして』

愛媛県男女共同参画推進委員 立川 百恵

美容院で鏡の中によちよち歩きのかわいい笑顔が飛び込んできた。鏡を通して笑いかけ、瞳に語りかける。この子は3つ児の一人で今日はお母さんの装いの間、お父さんとお母さんの友人、三つ児ちゃんたちと大勢で来ておられたことがわかる。スタッフたちも交互にこの子達の輪に入り、楽しそうでにぎやかな場が広がっていた。また先日、東京山手線の電車の中で、幅の広い布に赤ちゃんを包み肩から下げて抱っこしたお母さんに出会った。席を譲ろうとすると「大丈夫です」と元気だ。かわいいですね。お忙しいでしょうと、そばに立っていた年配の女性も含めて和やかなひと時になる。

幼い子供たちは社会に明るさや元気、和みを与えてくれる。子供たちがいるだけで勇気を得ることもある。にもかかわらず、少子化の流れはとどまることがない。

1960年代に始まる経済高度成長は何より効率が優先された。壮年男子は企業戦士としてこの発展を支え、女性はこの働きを家事・育児・地域を守ることで支えた。都市部に集中した核家族は子供2人が一般的になっていく。その子供が成長した時代は、更に子育てが困難な環境になり、1998年合計特殊出生率が1.38となりようやく社会問題として大きく取り上げられる。そして、1999年、男女共同参画社会基本法が成立施行され、社会のあり方に関する改善施策が具体的に進められ始めた。この中で少子化を食い止めるべき計画が次々打ち出されてきた。しかし、その後も出生率は下がり続け、現在1.29に至っている。

保育所の充実や出産にかかる経費援助などを手始めに、公的支援はさらに支援体制が整えられるだろう。これから期待したいのは子供の身近にいる父親の育児参加だ。制度は作られても父親の育児休業はわずかしか使われていない。父親が育休を取ったり、短時間労働をする職場環境の改善はどうすれば進むのだろうか。メディアで紹介される数少ない取得者は、職場に気兼ねしながら実行した休暇中の体験は何者にも勝る大きな収穫だったと口をそろえている。こうした体験者が、働き方や子供たちの生活を変え、社会を動かす力になる。最近やっと、この父親の育児参加と地域の協力が鍵とクローズアップされ始めた。企業を含めた取り組みに期待したい。

「子供の数が減る」ことは、将来の労働人口減少の問題であるより、今大人が社会の住みにくさを実感していることの何よりの表れといえる。社会・経済システムを転換し、誰もが個性と能力を発揮し伸びやかに生きられる社会を実現することが、問題解決の道といえる。

『男女共同参画社会と裁判員制度』

愛媛県男女共同参画推進委員 宇都宮 眞由美

男女共同参画推進委員に任命されて早くも3年半が過ぎた。このところ申し立て件数がほとんどなく、私たちとしてはきわめて残念である。男女間の差別が急に解消されたというような事情もないのであるから、この制度自体に何か問題があるのではないかとも思われ、不安にもなってくる。どうすればこの制度をもっと利用してもらえるようになるのか、いろいろな角度から検討しなければならない。

ところで、「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」であり、私たちはこのような社会の実現を目指している。つまり、私たちが実現しようとする「男女共同参画社会」は、「男女の対等な関係」と「人々の社会に参加しようとする強い意思」の存在を必要とする。いくら「男女の対等な関係」を実現しても、「人々の社会に参加しようとする意思」が存在しなければ、「男女共同参画社会」は実現しないのである。果たして、私たちはこのような意思を持っているのだろうか？社会への参加の第一歩は選挙権の行使であると考えますが、半数にも満たない人々しか選挙に行かないことがしばしばである。このような現象は、社会への参加意思の欠如を示すものではないのだろうか。そうでなければいいのであるが、心配である。申し立て件数の減少がこのような社会への参加意思の欠如からきているのでなければいいのだが・・・と、時々考える。

平成21年5月までには裁判員制度も始まる。司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するために採用された裁判員制度であるが、選挙権の行使しない人々が主体的に裁判に参加する意思を有しているのだろうか。しかし、裁判員制度はこのような意思が存在することを前提としており、このような意思が存在しないとすれば、裁判員制度を取り入れる目的は達成できないのである。私たちの社会は私たち自身で作るものである。私たち自身に社会への参加意思がなければ、どんなにいい制度を作っても絵に描いた餅である。

なお、裁判員制度について少し気になる点がある。裁判員制度は、重大な犯罪について、3人の裁判官と国民の中から選ばれた6人の裁判員が協働して裁判を行うものであるが、6人の裁判員の性別については何ら問題にされていない。当然といえば当然であるが、しかし、「国民の感覚」を裁判に反映させることにより、国民の司法に対する理解と信頼を深めるという制度の趣旨からいうと、「男女の感覚の違い」は歴然とあると思われるので、性別を問題としないことにもいささか疑問を感じる。特に、強姦致死罪の場合など男女によって大きく感覚が異なると思われるので、このような場合には、性別を問題にすべきではないかと思うのである。このような考えは古いのだろうか。

『アグネス論争』

愛媛県男女共同参画推進委員 山下 清

昨年は平塚雷鳥と与謝野晶子の論争に触れたが、今回は約20年前のアグネス論争を振り返ってみようと思う。

私は、アグネス論争というと、アグネス・チャンと林真理子の中の私闘のように記憶していたが、社会的論争ともいべき広がりを持っていたようだ。多数の女性著名人がマスコミで意見を表明し、アグネス・チャンは参議院の調査会に出席して、女性労働と育児に関して意見を述べている。「アグネス論争」は1988年の新語・流行語大賞の流行語部門・大衆賞を受賞している。

アグネス・チャンの子連れ出勤に対して、淡谷のり子(歌手)が「芸人は夢を売る商売なのに、楽屋に子供を連れて来たりすると芸が所帯じみてよくない。」と発言したことが発端である。

戦端を開いたのは、中野翠(評論家)である。アグネスは、能天気の子供を連れて出勤することがどれだけ周りに気を遣わせているかに無頓着である。そして、それを無批判に持ち上げるマスコミに疑問を投げかける。〔電気じかけのペーパームーン〕

これに林真理子(作家)が参加する。アグネスの来訪とその発言を無邪気に伝えるマスコミ、具体的には「週刊朝日」のジャーナリズムとしての姿勢を批判する。〔今日も思い出し笑い〕

ここまででは、アグネス個人というよりも、マスメディアの報道姿勢に対する批判が中心であったように思える。

アグネスが反論する。子供を自分の手で育てたいとの自然な気持ちから出た行動がどうしていけないのか。自分は自分が正しいと思っている子育て法を実践しているだけである。これはひとつの実験だと思っている。〔アグネスバッシングなんかには負けない〕

林が再反論する。アグネスの善意と愛を信じるやさしい女性としての無邪気な振る舞いは、周りの人に対する鈍感さの現れでしかない。大人の議論ができていない。アグネスは「国際人」を巧みに利用するが、日本社会がアグネスを甘やかしているのではないか。〔いい加減にしてよアグネス〕

ここに至って、林も自認しているように、アグネスという人間個人に対する攻撃に重点が移ってきている。

ここで、上野千鶴子(大学教授)がアグネス擁護を買って出る。林は「正論」を述べるが、こういう「正論」はしばしば女性に抑圧的な働きをしてきた。アグネスは、子連れ出勤という「非常識」によって子育てがタダでは済まないことを目に見えるものにしてくれた。自分はアグネスの「代理戦争」を買って出る。〔働く女が失ってきたもの〕

中野が、少しだけ上野の挑発に乗ってみると言って、上野の論理の矛盾を突いて反論する。〔電気じかけのペーパームーン2〕

冥王まさ子(作家)は、ユニークな強者としてのアグネスを擁護するが、ユニークな弱者の運命を憂慮する。〔「子連れアグネス」をめぐって〕

そして、竹内好美(コピーライター)が、両派を批判する。肝要なのは、職場に託児所を要求することではなく、仕事と家庭生活が無理なく両立できる世の中にしていくことである。〔『会社に託児所』を要求しない働く女の論理〕

その他、多数の意見が表明されたようであるが、論争の勝敗は定かでない。アグネス、林のその後の活躍は周知のとおりである。

男女雇用機会均等法の改正、男女共同参画社会基本法の制定等によって、社会の状況は変わったのであろうか。今、再びアグネスと林の論争を聞いてみたい気がする。